

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	地域福祉推進課 恩給・援護係
内線番号	4616

No.	項目	内容
①	処分名	療養費の支給
②	法令名	戦傷病者特別援護法
③	法令番号	昭和38年法律第168号
④	根拠条項	第17条第1項
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	第17条第1項 厚生労働大臣は、第10条の規定により療養の給付を受けることができる者が、緊急その他やむを得ない事由のため指定医療機関以外の者から療養を受けた場合において、その必要があると認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。
⑦	審査基準	戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領 第19、第20 (昭和38年12月27日援発第1206号厚生省援護局長通知)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑩合計期間) 80日
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	80日
⑫	問合せ	地域福祉推進課恩給・援護係 (075-414-4616)
⑬	備考	